

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等の主な内容等について

1 介護医療院の基準

介護医療院については、社会保障審議会「療養病床の在り方等に関する特別部会」の議論の整理において、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（I型）と、老人保健施設相当以上のサービス（II型）の2つのサービスが提供されることとされているが、この人員・設備・運営基準等については以下のとおりとする。

ア サービス提供単位

介護医療院のI型とII型のサービスについては、介護療養病床において病棟単位でサービスが提供されていることに鑑み、療養棟単位で提供できることとする。

ただし、規模が小さい場合については、これまでの介護療養病床での取扱いと同様に、療養室単位でのサービス提供を可能とする。（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号、以下「介護医療院基準」という。）第3条、第5条等）

イ 人員配置

開設に伴う人員基準については、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に、

- i 医師、薬剤師、看護職員、介護職員は、I型とII型に求められる医療・介護ニーズを勘案して設定し（介護医療院基準第4条第1項第1号から第4号まで）
- ii リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師、その他の従業者は施設全体として配置をすることを念頭に設定することとする。（介護医療院基準第4条第1項第5号から第9号まで）

ウ 設備

療養室については、定員4名以下、1人あたりの床面積を8.0m²/人以上とし、療養環境をより充実する観点から、4名以下の多床室にあってもプライバシーに配慮した環境になるよう努めることとする。（介護医療院基準第5条第2項第1号）

また、療養室以外の設備基準については、介護療養型医療施設で提供される医療水準を提供する観点から、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等を求めることとする。その際、医療設備については、医療法等において求められている衛生面での基準との整合性を図ることとする。（介護医療院基準第5条第2項第2号から第10号まで、第6条第1項第4号、第33条第3項）

エ 運営

運営基準については、介護療養型医療施設の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点も鑑みて設定することとする。

（介護医療院基準第4章）

なお、これまで病院として求めていた医師の宿直については引き続き求めることがあるが、一定の条件を満たす場合等に一定の配慮を行うこととする。（介護医療院基準第27条第3項）

オ 医療機関との併設の場合の取扱い

医療機関と併設する場合については、医療資源の有効活用の観点から、宿直の医師を兼任できるようにする等の人員基準の緩和や設備の共用を可能とする。(介護医療院基準第4条第6項及び第7項並びに第5条第3項等)

カ ユニットケア

他の介護保険施設でユニット型を設定していることから、介護医療院でもユニット型を設定することとする。(介護医療院基準第5章)

2 介護医療院の基本報酬等

介護医療院の基本報酬及び加算等については、介護療養病床と同水準の医療提供が求められることや介護療養病床よりも充実した療養環境が求められること等を踏まえ、以下のとおりとする。

ア 基本報酬の基準

介護医療院の基本報酬に求められる基準については、

- ・ I型では現行の介護療養病床（療養機能強化型）を参考とし、
- ・ II型では介護老人保健施設の基準を参考としつつ、24時間の看護職員の配置が可能となることに考慮し設定することとする。

その上で、介護医療院の基本報酬については、I型、II型に求められる機能を踏まえ、それぞれに設定される基準に応じた評価を行い、一定の医療処置や重度者要件等を設けメリハリをつけた評価とするとともに、介護療養病床よりも療養室の環境を充実させていることも合わせて評価することとする。

イ 加算その他の取扱い

介護療養型医療施設で評価されている加算等その他の取扱いについては、引き続き介護医療院においても同様とする。なお、必要に応じて加算等の名称を変更する。

- (例) 退院時指導等加算 → 退所時指導等加算
特定診療費 → 特別診療費

ウ 緊急時の医療

介護医療院は、病院・診療所ではないものの、医療提供施設として緊急時の医療に対応する必要があることから、介護老人保健施設と同様に、緊急時施設療養費と同様の評価を行うこととする。

エ 重度の認知症疾患への対応

重度の認知症疾患への対応については、入院患者の全てが認知症である老人性認知症疾患療養病棟で評価されているような、精神保健福祉士や看護職員の手厚い配置に加え、精神科病院との連携等を加算として評価することとする。

3 介護医療院への転換

ア 基準の緩和等

介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型医療施設又は医療療養病床が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。

(介護医療院基準附則第2条から第5条まで)

イ 介護療養型老人保健施設の取扱い

介護療養型老人保健施設についても、上記と同様の転換支援策を用意するとともに、転換前の介護療養型医療施設又は医療療養病床では有していたが転換の際に一部撤去している可能性がある設備等については、サービスに支障の無い範囲で配慮を行うこととする。(介護医療院基準附則第6条から第10条まで)

ウ 転換後の加算

介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1年間に限り算定可能な加算を創設する。

ただし、当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成33年3月末までの期限を設ける。

- (資料)・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等の主な内容（平成30年1月17日社会保障審議会介護給付費分科会資料）
・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）
・平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（平成30年1月17日社会保障審議会介護給付費分科会参考資料）

●介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等

（第7期岡山県介護保険事業支援計画（素案）（平成29年12月）抜粋）

地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、市町村介護保険事業計画をもとに、県内の5つの圏域ごとに介護保険施設の必要入所定員総数を定めています。これを超える定員増については、施設の指定（許可）をしないこととします。

なお、介護療養型医療施設（介護療養病床）や医療療養病床が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護に転換する場合における定員の增加分は、必要入所（利用）定員総数に含めないこととします。

また、介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに介護療養型医療施設又は医療療養病床から転換して許可を受けたものに限る。）が介護医療院に転換する場合における定員の増加分は、必要入所定員総数に含めないこととします。

ア 介護医療院

要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行うことを中心とした新たな介護保険施設が平成30年度に創設されます。まずは、介護療養型医療施設（介護療養病床）や医療療養病床からの転換を促進します。

イ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、平成35年度末に廃止することとされていることから、県全体の必要入所定員総数の設定に当たっては、平成29年4月1日の病床数を基に必要入所定員総数を定め、介護医療院や介護老人保健施設への転換を進めます。

介護医療院の創設（地域包括ケア強化法による改正）

見直し内容

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

介護保険施設の比較

	介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		I型	II型		
概要	療養病床を有する病院・診療所であって、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護その他の世話、必要な医療等を提供するもの	要介護高齢者の長期療養・生活施設		要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設
設置根拠	医療法（病院・診療所）	介護保険法（介護医療院）		介護保険法（介護老人保健施設）	老人福祉法（老人福祉施設）
医師	48対1(3名以上)	医師:48対1(3名以上)	医師:100対1(1名以上)	100対1(常勤1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
看護職員	6対1(うち看護師2割以上)	看護職員:6対1(うち看護師2割以上)	看護職員:6対1	3対1(うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
介護職員	6対1～4対1(療養機能強化型では5対1～4対1)	介護職員:5対1～4対1	介護職員:6対1～4対1		
面積	6.4m ² 以上	8.0m ² 以上※1※2		8.0m ² 以上※2	10.65m ² 以上
設置期限	H35年度末	—	—	—	—

※1 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。

※2 大規模改修まで6.4m²以上で可。

(参考) 療養病床の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。

	医療療養病床		介護療養病床	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
	20対1	25対1			
概要	病院・診療所の病床のうち、主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの ※看護職員の基準(診療報酬上の基準)で20対1と25対1が存在。		病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの	要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設
病床数	約14.4万床※1 約7.2万床※1		約5.9万床※2	約36.8万床※3 (うち、介護療養型:約0.9万床)	約56.7万床※3
設置根拠	医療法(病院・診療所)		医療法(病院・診療所) 介護保険法 (介護療養型医療施設)	介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
施設基準	医師	48対1(3名以上)	48対1(3名以上)	100対1(常勤1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	4対1 (29年度末まで、6対1で可) 】 2対1	6対1 】 3対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
	介護職員※4	4対1 (29年度末まで、6対1で可) 】 (3対1)	6対1 】 6対1		
面積	6.4m ²		6.4m ²	8.0m ² ※5	10.65m ² (原則個室)
設置期限	—		平成35年度末 法改正(H29年6月公布)で H29年度末から更に6年間延長	—	—

※1 施設基準届出(平成27年7月1日)
※4 医療療養病床にあっては、看護補助者。

※2 病院報告(平成28年3月分概数)

※3 介護サービス施設・事業所調査(平成27年10月1日)
※5 介護療養型は、大規模改修まで6.4m²以上で可。

(資料 : H30.1.18 全国厚生労働関係部局長会議)

23. 介護医療院 ①介護医療院の基準（人員基準）

人員基準 (雇用人員)	介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】		介護医療院				介護老人保健施設	
			指定基準		報酬上の基準			
	類型(I)	類型(II)	類型(I)	類型(II)	類型(I)	類型(II)	類型(I)	類型(II)
医師	48:1 (病院で3以上)	—	48:1 (施設で3以上)	100:1 (施設で1以上)	—	—	100:1 (施設で1以上)	—
薬剤師	150:1	—	150:1	300:1	—	—	300:1	—
看護職員	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1	3:1 (看護2/7)	【従来型・強化型】 看護・介護3:1 【介護療養型】 ^(注3) 看護6:1、 介護6:1~4:1
介護職員	6:1	5:1~4:1	5:1	6:1	5:1~4:1	6:1~4:1		
支援相談員							100:1 (1名以上)	—
リハビリ専門職	PT/OT: 適当事数	—	PT/OT/ST:適當数		—	—	PT/OT/ST: 100:1	—
栄養士	定員100以上 で1以上	—	定員100以上で1以上		—	—	定員100以上 で1以上	—
介護支援専門員	100:1 (1名以上)	—	100:1 (1名以上)		—	—	100:1 (1名以上)	—
放射線技師	適當数	—	適當数		—	—		
他の従業者	適當数	—	適當数		—	—	適當数	—
医師の宿直	医師:宿直	—	医師:宿直	—	—	—	—	—

注1:数字に下線があるものは、医療法施行規則における基準を準用　注2:背景が緑で示されているものは、病院としての基準　注3:基準はないが、想定している報酬上の配置。療養体制維持特別加算で介護4:1となる。

23. 介護医療院 ①介護医療院の基準（施設基準）

施設設備	介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】		介護医療院		介護老人保健施設	
	指定基準	指定基準	指定基準	指定基準	指定基準	指定基準
診察室	各科専門の診察室		医師が診察を行うのに適切なもの		医師が診察を行うのに適切なもの	
病室・療養室	定員4名以下、床面積6.4m ² /人以上		定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6.4m ² /人以上で可		定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6.4m ² /人以上で可	
機能訓練室	40m ² 以上		40m ² 以上		入所定員1人あたり1m ² 以上 ※転換の場合、大規模改修まで緩和	
談話室	談話を楽しめる広さ		談話を楽しめる広さ		談話を楽しめる広さ	
食堂	入院患者1人あたり1m ² 以上		入所定員1人あたり1m ² 以上		入所定員1人あたり2m ² 以上	
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの		身体の不自由な者が入浴するのに適したもの		身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	
レクリエーションルーム			十分な広さ		十分な広さ	
その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所		処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所		(薬剤師が調剤を行う場合:調剤所)	
他設備	給食施設、その他都道府県の条例で定める施設		洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室		洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	
構造設備	医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備			
	廊下	廊下幅: 1.8m、中廊下は2.7m ※経過措置 廊下幅: 1.2m、中廊下1.6m	廊下幅: 1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅: 1.2m、中廊下1.6m		廊下幅: 1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅: 1.2m、中廊下1.6m	
	耐火構造	(3階以上に病室がある場合) 建築基準法に基づく主要構造部:耐火建築物	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり		原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり	

注 介護療養病床の基準において、緑で示されているものは、病院としての基準

23. 介護医療院 ②介護医療院の基本報酬等

概要

介護医療院の基本報酬及び加算等については、介護療養病床と同水準の医療提供が求められることや介護療養病床よりも充実した療養環境が求められること等を踏まえ、以下のとおりとする。

ア 基本報酬の基準

介護医療院の基本報酬に求められる基準については、

- ・ I型では現行の介護療養病床（療養機能強化型）を参考とし、
- ・ II型では介護老人保健施設の基準を参考としつつ、24時間の看護職員の配置が可能となることに考慮し設定することとする。

その上で、介護医療院の基本報酬については、I型、II型に求められる機能を踏まえ、それぞれに設定される基準に応じた評価を行い、一定の医療処置や重度者要件等を設けメリハリをつけた評価とともに、介護療養病床よりも療養室の環境を充実させていることも合わせて評価することとする。

単位数

○ 基本報酬（多床室の場合）（単位／日）

	(新設)					
	I型療養床			II型療養床		
	I型介護医療院 サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1 介護4:1)	I型介護医療院 サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護4:1)	I型介護医療院 サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護5:1)	II型介護医療院 サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1 介護4:1)	II型介護医療院 サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1 介護5:1)	II型介護医療院 サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1 介護6:1)
要介護1	803	791	775	758	742	731
要介護2	911	898	882	852	836	825
要介護3	1,144	1,127	1,111	1,056	1,040	1,029
要介護4	1,243	1,224	1,208	1,143	1,127	1,116
要介護5	1,332	1,312	1,296	1,221	1,205	1,194

※ 療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。 258

23. 介護医療院 ②介護医療院の基本報酬等（続き）

算定要件等

○ 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件 (I型基本サービス費(I)の場合)

- ・入所者等のうち、重篤な身体疾患有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が50%^(注1)以上。
- ・入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が50%^(注2)以上。
- ・入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が10%^(注3)以上。

①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

②入所者等又はその家族等の同意を得て、入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

③医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ隨時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(注1) I型介護医療院(II)(III)では、50%

(注2) I型介護医療院(II)(III)では、30%

(注3) I型介護医療院(II)(III)では、5%

- ・生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
- ・地域に貢献する活動を行っていること。

○ 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件 (II型基本サービス費の場合)

- ・下記のいずれかを満たすこと

①喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上

②著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が20%以上

③著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が25%以上

- ・ターミナルケアを行う体制があること

(資料 : H30.1.26 社会保障審議会介護給付費分科会)

【広域型施設・居住系サービスの年度別必要入所（利用）定員総数（圏域別）】

① 施設サービス

(単位：人)

区分	現在の施設定員数	第7期計画			第7期中の増減
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
県南東部圏域	介護老人福祉施設	4,219	4,219	4,219	0
	介護老人保健施設	3,075	3,055 (3,055)	3,055 (3,055)	△ 20 (△ 20)
	介護医療院	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	介護療養型医療施設	115	115	115	0
	計	7,409	7,389 (7,389)	7,389 (7,389)	△ 20 (△ 20)
県南西部圏域	介護老人福祉施設	3,025	3,025	3,025	0
	介護老人保健施設	2,595	2,595 (2,595)	2,595 (2,595)	0 (0)
	介護医療院	0	0 (0)	0 (0)	(154) (154)
	介護療養型医療施設	344	344	238	△ 106
	計	5,964	5,964 (5,964)	5,858 (5,964)	△ 106 (48)
高梁・新見圏域	介護老人福祉施設	740	740	740	0
	介護老人保健施設	320	320 (320)	320 (320)	0 (0)
	介護医療院	0	0 (0)	0 (0)	(82) (82)
	介護療養型医療施設	38	38	32	△ 6
	計	1,098	1,098 (1,098)	1,092 (1,174)	△ 6 (76)
眞庭圏域	介護老人福祉施設	415	415	415	0
	介護老人保健施設	220	220 (220)	220 (220)	0 (0)
	介護医療院	0	0 (0)	0 (0)	(0) (0)
	介護療養型医療施設	11	11	11	0
	計	646	646 (646)	646 (646)	0 (0)
津山・勝英圏域	介護老人福祉施設	1,419	1,419	1,419	0
	介護老人保健施設	722	722 (722)	722 (722)	0 (0)
	介護医療院	0	0 (0)	0 (0)	(96) (96)
	介護療養型医療施設	62	62	24	△ 38
	計	2,203	2,203 (2,203)	2,165 (2,261)	△ 38 (58)
県計	介護老人福祉施設	9,818	9,818	9,818	0
	介護老人保健施設	6,932	6,912 (6,912)	6,912 (6,912)	△ 20 (△ 20)
	介護医療院	0	0 (0)	0 (0)	0 (332) (332)
	介護療養型医療施設	570	570	420	△ 150
	計	17,320	17,300 (17,300)	17,150 (17,482)	△ 170 (162)

※ 現在の施設定員数には、第6期計画分として平成29(2017)年度に整備に着手し、平成30(2018)年度中に指定される見込みのものを含む。

※ 介護老人保健施設及び介護医療院の括弧内の数値は、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を必要入所定員総数に加えたもの(入所定員総数)を参考として示したもの